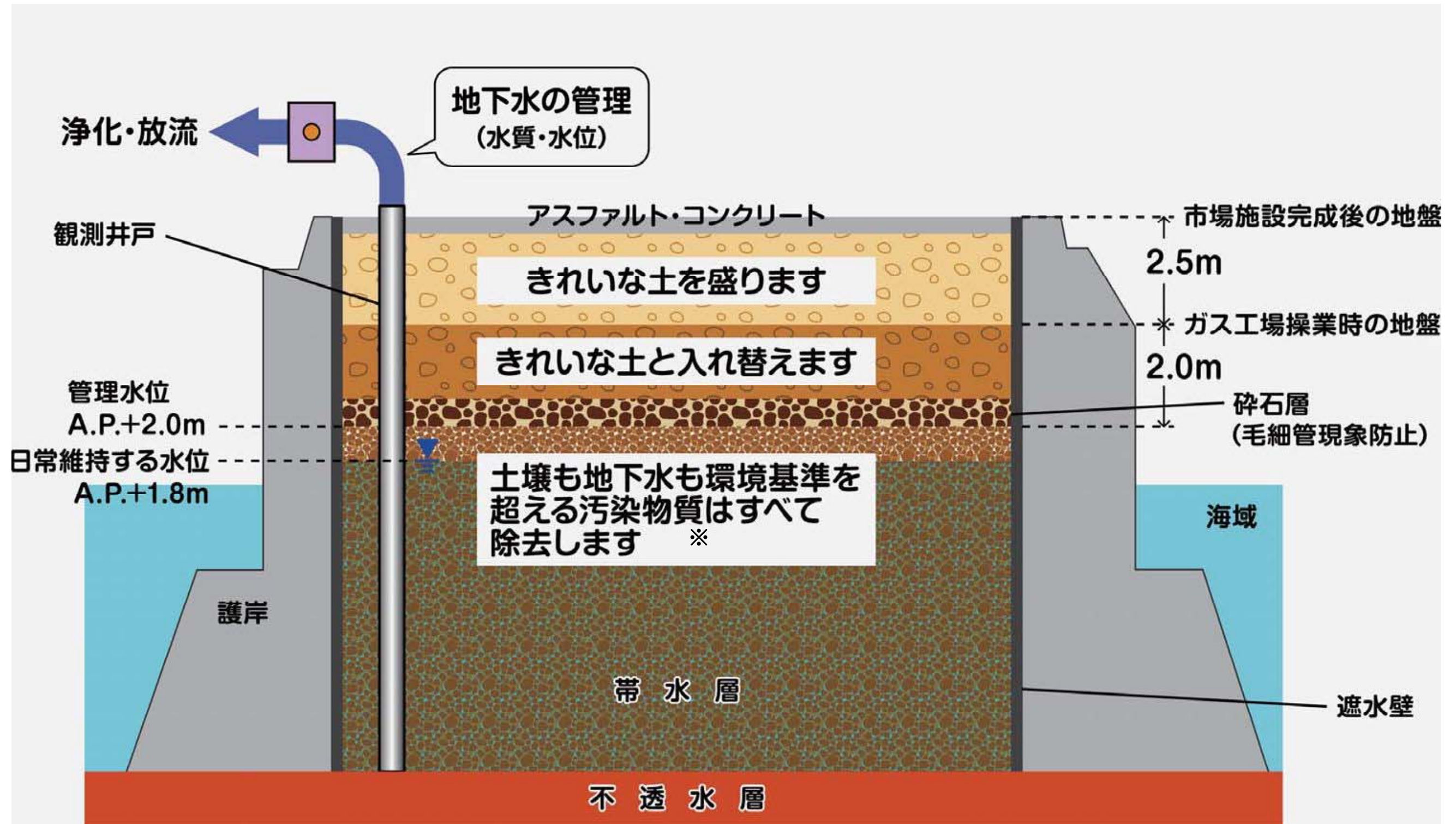


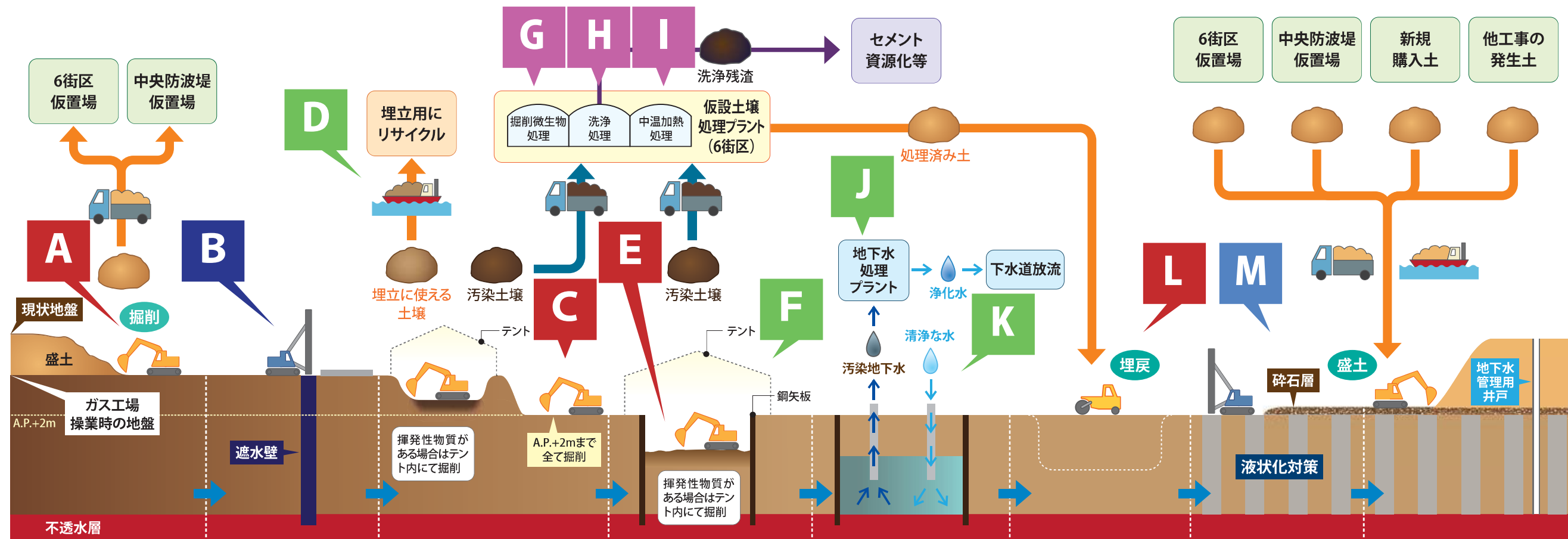
土 壤 汚 染 対 策 工 事 の 概 要

土壌汚染対策（概念図）



※汚染物質はガス工場操業由来の汚染物質を対象（7物質）

土壌汚染対策工事の流れ



1 盛土の掘削

- 現状地盤面から、ガス工場操業時の地盤面まで掘削し仮置き場に運搬します。
- 盛土は念のため調査を行い、安全性を確認します。

2 遮水壁の設置

- 各街区の周縁を遮水壁で囲みます。
- 市場用地内からの地下水漏出と、外部からの地下水浸入を防止します。

3 土壌の掘削①

- 工場操業時の地盤面から深さ約2mまで (A.P.+2mまで) の土壌を全て掘削します。
- 揮発性物質による汚染が認められる箇所は、気密性の高いテントで覆って掘削し、汚染物質の揮発による拡散を防止します。
- 掘削土のうち、汚染処理が必要な土壌は仮設土壌処理プラントへ、その他は埋立用地へと運搬します。
- 埋立用地への運搬には、主に船を使います。

4 土壌の掘削②

- A.P.+2m以深で汚染が確認されている箇所を、鋼矢板(鋼板を組み合わせた壁)で囲い、掘削します。
- 揮発性物質による汚染が認められる箇所を掘削する時は気密性の高いテントで覆います。
- 掘削土は仮設土壌処理プラントへ運搬します。

5 地下水浄化

- 地下水の汚染が確認されている箇所では、ポンプ等で地下水を汲み上げます。
- 地下水を汲み上げながら、清浄な水に入替えます。
- 汚染地下水は、各街区の地下水処理プラントで浄化したのち、下水道に放流します。

6 埋戻し

- 汚染土壌の処理と汚染地下水の浄化完了後、掘削した箇所の埋戻しを行います。
- 埋戻しには、仮設土壌処理プラントで処理された土壌等を使います。

7 液状化対策

- A.P.+2m以深を対象に液状化対策を実施します。
- 毛細管現象により、地下水が地表近くの土壌に上昇することを防ぐため、碎石の層を設けます。

8 盛土と井戸の設置

- 調査により安全性を確認した盛土等を使って、計画地盤の高さまで盛土します。(このことにより、A.P.+2mより上は、全てきれいな土となります。)
- 盛土した後、地下水管理用の井戸を設置します。

A 盛土の掘削



B 遮水壁の設置 (鋼管矢板遮水壁)



B 遮水壁の設置 (三層構造遮水壁)



C 土壌の掘削① (工場操業時地盤面～ A.P.+2m)



D 土壌運搬船



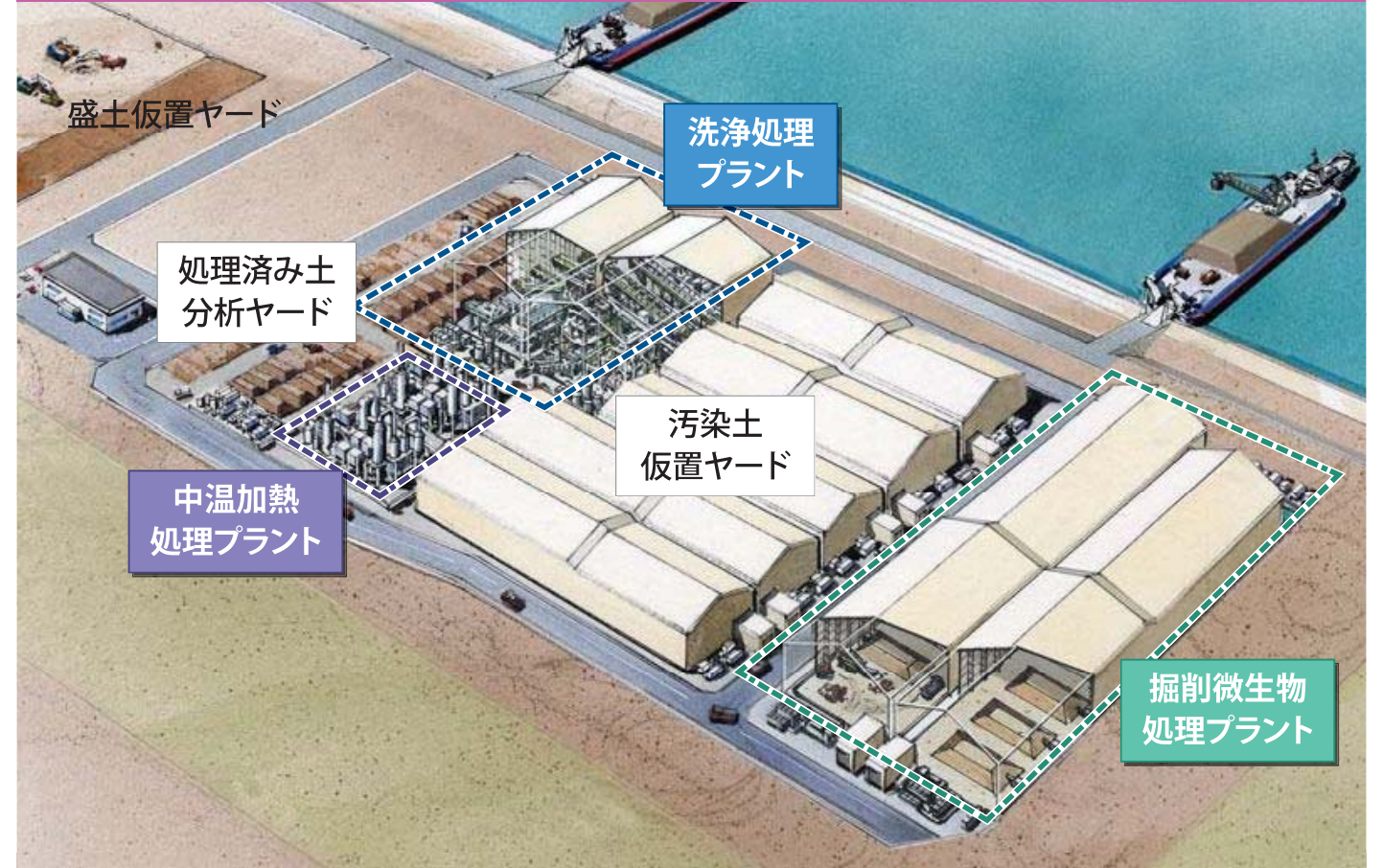
F 揮発性物質掘削用テント



E 土壌の掘削② (A.P.+2m 以深)



仮設土壌処理プラントの配置イメージ



G 掘削微生物処理プラント



I 中温加熱処理プラント



H 洗浄処理プラント



J 地下水処理プラント



K 地下水浄化（注水バイオスパーキング）



M 液状化対策（砂杭締固め工法）



L 埋戻し



M 液状化対策（静的締固め固化改良工法）

